

知立市都市計画マスタープラン(案)  
及び緑の基本計画(案)にかかる  
説明会《二日目》

## 議 事 録

(1) 会議の日時及び場所

開催日時 令和元年9月1日(日)  
14時00分～16時00分  
開催場所 中央公民館 大会議室

(2) 参加者数 10名

(3) 説明事項

1. 都市計画マスタープランに関する説明・質疑応答
2. 緑の基本計画に関する説明・質疑応答
3. その他

## 「説明会の概要及び経過」

### 【事務局】

みなさまこんにちは。それでは定刻となりましたので、知立市都市計画マスタープラン（案）及び緑の基本計画（案）にかかる説明会を開催させていただきます。

本日の説明会は、現行計画を改定する改定案を説明するものです。都市計画法第18条の2第2項及び都市緑地法第4条第4項に基づく説明会でございますのでよろしくお願いいたします。

最初に、知立市都市整備部長より、ご挨拶を申し上げます。

### 【都市整備部長】

改めまして、皆さまこんにちは。

本日は知立市都市計画マスタープラン（案）及び緑の基本計画（案）にかかる説明会に、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃より、知立市の都市計画行政にご理解、ご協力を賜りまして改めて御礼を申し上げます。

さて、知立市では、都市計画マスタープラン及び緑の基本計画の改定に当たりまして、平成30年度から有識者や地元団体の代表者、市民の方などで構成される委員会を立ち上げております。

計画素案に対して、委員会で審議していただき、委員の皆様からご意見をいただきながら、計画案を作成していき、本日の説明会を開催する運びとなりました。

都市計画マスタープランの改定では、知立市のまちづくり、特に住居・商業・工業などの土地利用について、総合的かつ計画的に方針を定めることを目的としています。

緑の基本計画の改定では、都市計画マスタープランと、調和を図りつつ、緑の保全・緑化の推進などの方針を総合的に定めてまいります。

どちらも、知立市が将来あるべき姿を示す重要な計画です。

本日参加していただいた皆様からも、忌憚のないご意見をいただき、より良い計画にしていけたら、また、より良いまちづくりが実行していけたらと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

### 【事務局】

それでは、都市計画マスタープランと緑の基本計画の、それぞれの改定案の内容に入りたいと思います。計画ごとの説明後に、ご意見、ご質問をいただく時間を設けますので、まずは知立市都市計画マスタープラン（案）について担当より説明をいたします。

**【市民】**

この計画は知立市にとって大切な計画ですが、どうして資料の配布がないのですか。  
資料を持ち帰って再度確認したいです。

**【事務局】**

計画策定にあたっては、市民の皆様から意見をいただきながら、策定しています。その中で、ご意見をいただく過程のひとつが、本日の説明会です。これまで、無作為抽出により市民アンケートを行ってきたほか、委員会で議論をしてきました。

今後、計画書としてまとめさせていただき、パブリックコメントという形で情報提供をさせていただきます。本日は、現段階の素案に対してご意見をいただくものであり、過程のひとつとして行うものであり、資料の配布はせず、画面での説明とさせていただきますので、ご了承をお願いします。

**【市民】**

致し方ないですね。

**1. 都市計画マスタープランに関する説明・質疑応答**

**【事務局】**

それでは、都市計画マスタープランの改定案についてご説明させていただきます。

「都市計画マスタープランとは」から始まりまして、「課題整理までの検討フロー」、「都市づくりの課題概要」、「都市計画マスタープランの理念・目標」、「将来都市構造・土地利用方針」、そして最後に「地域別構想」という構成となっております。

それでは1つ目の「都市計画マスタープランとは」についてご説明させていただきます。都市計画マスタープランというのは、市町村の都市計画に関する基本的な方針と都市計画法で位置付けられており、地域の主要課題に応じた整備、開発の方針等を総合的に定め、地域のあるべき姿、まちづくりの将来ビジョンを示す計画とされております。根拠法令は、都市計画法第18条の2です。記載事項は、都市づくりの課題、全体構想、地域別構想の大きく3つで構成されています。2つ目の全体構想では、都市づくりの理念、目標、将来都市構造、土地利用方針等を定めます。3つ目の地域別構想では、地域別まちづくりの方針を定めます。

次に、都市計画マスタープランの位置づけですが、上位計画である愛知県の西三河都市計画マスタープラン、知立市総合計画に即した計画とし、知立市の人口ビジョン・まち・ひと・しごと総合戦略や知立市立地適正化計画、知立市地域公共交通網形成計画などの関連計画と整合がとれた計画とします。

次に改定の背景についてご説明させていただきます。まずは、全国的な人口減少・少子高齢化の進展があげられます。また、上位計画である愛知県の西三河都市計画区域マスタープランが平成31年3月に改定されましたので、併せて知立市都市計画マスタープランについても改定を行うこととしました。計画の目標年次は、現行計画の目標年次の10年後である2031年とし、計画の対象範囲は知立市全域とします。

次に2つ目、「課題整理までの検討フロー」についてご説明させていただきます。都市計画マスタープランでは、上位関連計画の整理、都市の現況整理、現行の都市計画マスタープランの検証という3つのアプローチから整理をし、併せて市民ニーズの把握ということで、市民アンケート調査を実施いたしました。その結果を踏まえ、都市づくりの課題を整理しております。

次に3つ目、「都市づくりの課題概要」についてご説明させていただきます。都市づくりの課題は分野別に整理しております。土地利用・市街地整備の分野では、連続立体交差事業を契機とした魅力的な中心拠点の形成が課題です。道路の分野では、安心・安全な生活道路の確保が課題です。鉄道・公共交通では、知立駅を核とする地域公共交通網の強化、公園緑地ですと、駅周辺等における憩いと交流が実感できる空間の創出、河川・下水道では、公共下水道の整備の推進、その他都市施設では、子育て世代の居住を促進する子育て支援機能の強化、都市環境・自然環境及び景観では、史跡・文化財などの歴史資源の保全・活用、都市防災では、空き家等の適正管理や利活用、以上が市民アンケート調査結果などを踏まえた課題概要となります。

次に4つ目、「都市計画マスタープランの理念・目標」についてご説明させていただきます。理念・目標を設定するに当たりまして、県の上位計画、市の上位計画、市の関連計画を踏まえ、そこに先ほどの都市づくりの課題を考慮しまして、都市づくりの基本理念を、「暮らしやすさと力強さをみんなで育み輝ける未来を描けるまち」と設定しております。そして、都市づくりの目標として、1つ目が、「活力あふれる力強い都市づくり」です。知立駅周辺をはじめとするハード整備や、産業立地の推進などにより、活力あふれる力強い都市づくりを目指します。2つ目は、「住みよさを感じ続けられ、強くしなやかな都市づくり」です。誰もが住みやすく、災害に強い安心安全な都市づくりを目指します。3つ目は、「愛着を感じ、誇らしく思える都市づくり」です。知立の歴史、文化・伝統を大切に、知立市への愛着が醸成できるような都市づくりを目指します。この3本柱の目標をもう少し細かく説明いたします。

都市づくりの目標1「活力あふれる力強い都市づくり」についてです。100年に1度のまちづくりとして知立駅周辺整備を進めている中、子育て世代など、より人が集積し、交流や賑わいの溢れる都市づくりを行うとともに、モノづくり産業をより活性化させ、将来にわたって活力あふれる力強い都市づくりを推進します。次世代に向けた魅力的な中心拠点の形成、地域経済を牽引する産業の活性化、利用しやすい交通ネットワークの形成、これらを代表的な方針として示しております。

次に、都市づくりの目標2「住みよさを感じ続けられ、強くしなやかな都市づくり」についてです。地震や水害など災害リスクが高まっている中、市民が安心して暮らせる都市づくりを行うとともに、都市機能や生活支援機能が充実し、誰もが暮らしやすく、住み続けたいと思える都市づくりを推進します。主な方針としては、自然災害等に備えた安全・安心な市民生活の確保、また、子育て世代をはじめ、誰もが暮らしやすい住環境の創出、さらに、戦略的かつ使いやすい施設の整備・運営としていきます。

次に、都市づくりの目標3「愛着を感じ、誇らしく思える都市づくり」についてです。宿場町「池鯉鮒」として栄えた歴史を活かし、これまでと同様に、この歴史を紡いでいくとともに、歴史資源、文化資源、自然的資源を活かし、知立市に愛着が感じられ、誇らしく思える都市づくりを推進します。主な方針としては、誇り高い伝統・文化資源の保全、潤いのある緑とオープンスペースの確保、みんなの知立の連携と協働の推進としてまいります。

続きまして、5つ目、「将来都市構造、土地利用方針」についてご説明させていただきます。

今回の将来都市構造図(案)では、まず拠点の設定として、知立駅周辺を中心拠点として位置付けています。そして、ゾーンの設定として、中心拠点などを商業ゾーン、住宅ゾーン、工業ゾーン、産業ゾーン、農業ゾーン、また、交通軸の設定として、知立駅の南北に計画している都市計画道路知立南北線を都心軸・商業軸、市内外の国道等、主要な幹線道路を道路の交通軸、市内に走っています名古屋鉄道本線、三河線を鉄道の交通軸としています。

次に土地利用方針図についてご説明いたします。先ほどの将来都市構造図では概念的な絵でお示しましたが、ここではもう少し細かく、地区としての土地利用の方針を示しています。まず、低層住宅地区、一般住宅地区、沿道複合住宅地区についてです。低層住宅地区では、戸建て中心にゆとりある土地利用を図ります。一般住宅地区では戸建て、集合住宅、商業等、利便性が高い住宅地の形成を図ります。また、主要幹線道路沿道の沿道複合住宅地区では、幹線道路沿道での商業・業務機能と住宅が調和した土地利用を図ることとしています。次に、商業複合地区、商業地区について。商業複合地区では、中心拠点の一部として都市機能の誘導や街なか居住を図ります。商業地区では、商業、業務機能、市民生活に資する都市機能など、多様で高次の土地利用を図ります。次に、住工共生地区、工業地区についてです。住工共生地区では、住宅と工場等が共存した土地利用を図ります。工業地区では、工場が立地している環境の維持を図ってまいります。次に、住居系の市街地を拡大していく、住居促進地区についてです。人口増加の受け皿、子育て世代等の定住化を促進するため、ゆとりある住宅を主体とする新たな住居地の整備を図ります。次に、産業系の市街地を拡大していく産業促進拠点についてです。産業振興のため、自然環境、農地との調和に配慮しつつ、広域道路ネットワークのアクセス性が高い地区、または、既に工場が集積している地区周辺の一団の農地を活用し、新たな産業促進拠点の整備を図ります。次に、農業地区についてです。農業生産基盤の重要な拠点として農地の保存を図りながら、「産業促進拠点」となっている地区は、周辺環境に配慮することとします。

続きまして、6つ目、「地域別構想」についてご説明させていただきます。市内の3中学校の校区を基本としつつ、生活圈や地域としての一体性やまとまりを考慮し、北部地域、中部地域、南部地域と3つの地域に区分しました。各地域は地形地物で区分しております。北部地域と中部地域の境界は、名鉄名古屋本線です。中部地域と南部地域の境界は、猿渡川となっています。また、知立駅周辺の中心市街地は、一体的なまちづくりを進める地区でありますので、「中心市街地のまちづくり方針」を別で整理をしております。

それでは、北部、中部、南部の3地域ごとのまちづくり方針についてご説明させていただきます。各地域のまちづくり目標を整理するにあたり、地域概要や現況把握をした上で、主な課題を整理しました。

まず、名鉄名古屋本線から北側の北部地域の地域概要についてご説明します。北部地域は、知立市の「顔」である知立駅を抱えています。また、知立神社や東海道松並木などの歴史資源が豊富にあります。さらに、国道1号や伊勢湾岸自動車道の豊田南ICに近いなど、広域道路ネットワークへのアクセス性が高い特徴があります。主な課題としては、知立市の「顔」として、知立駅周辺の魅力向上が必要です。歴史資源を磨くとともに、それら資源をネットワークとして繋ぎ、歴史資源を活かす取組が必要です。これらの課題を踏まえ、北部地域のまちづくり目標として、「知立市の玄関口として、次代の魅力と歴史が融合した、交流と賑わいがあふれるまちづくり」としました。1つは、知立駅を核として、機能性や回遊性に富んだまちづく

りを目指していきます。次に、居住者、来訪者が集い、多彩な活動が展開される活力に満ちたまちづくりを目指します。最後に、由緒ある歴史資源を活用した趣のあるまちづくりも目指していきます。

次に、名鉄名古屋本線から猿渡川にかけての、中部地域についてご説明します。まず、地域概要として、中部地域は、国道 23 号と国道 155 号が交差する上重原 IC を有し、道路交通の要衝となっています。また、市街化区域内は都市機能が充実し、住宅用地が広がっています。さらに、地域の南側は猿渡川が流れ、良好な農地とともに緑の空間が形成されています。主な課題としては、人口増加の受け皿となり、子育て世代の市内居住の促進を図るために、ゆとりある住環境の形成が必要です。知立駅の南側については、住宅と工場が混在している地域の解消など、中心拠点としての土地の有効活用が必要です。これらの課題を踏まえまして、中部地域のまちづくり目標として、「多様な都市機能の立地と交通利便を活かし、住みやすく活気のあるまちづくり」としました。1つは、充実した都市機能を活かした生活利便性の高いまちづくりを目指していきます。次に、知立駅を中心に、住みやすさと活気が調和したまちづくりを目指していきます。また、良好な住環境の形成と、文化施設や歴史資源などと調和した文化性が豊かなまちづくりを目指します。

次に猿渡川から南の南部地域についてご説明します。まず、地域概要として、南部地域は広々とした農地が広がり、田園風景が特徴的です。また、人口密度が高い知立団地を有することや、国道 23 号線と(都)衣浦豊田線が交差し、西中インターを有する地域でもあり、道路交通の利便性が高い地域です。また、地域内に鉄道駅がありませんが、刈谷市内の JR 駅が近いという特徴もあります。主な課題としては、知立団地などでは、多文化共生や持続的なコミュニティの形成が必要です。また、鉄道駅がない地域であり、知立駅までのネットワークとしてバス交通の充実が必要です。これらを踏まえまして、南部地域のまちづくり目標を、「緑を活かした潤いのある空間と調和した、快適なまちづくり」としました。1つは、多世代・多文化が共生する快適で住み心地がよいまちづくり、次に、公共交通ネットワークが充実したまちづくり、さらに、豊かな田園環境を感じられ良好な住環境と調和したまちづくりを目指していきます。

北部地域の方針を抜粋してご紹介させていただきます。まず、八橋町の産業促進拠点は、農地等の周辺環境に配慮しながら、伊勢湾岸自動車道の広域道路ネットワークへのアクセス性を活かした産業立地の促進を図ります。産業促進拠点の牛田 IC 北地区は、周辺の環境に配慮しつつ、市内事業所の操業環境の充実に向け、産業立地の促進を図ります。また、シンボル道路の(都)知立南北線は、日常的な交流やイベント利用など様々な活動の場所としての活用を検討し、賑わいあふれる空間づくり及び良好な景観づくりを図ります。

続きまして、中部地域方針をご紹介させていただきます。まず、居住促進地区の上重原町蔵福寺地区と鳥居地区は、土地区画整理事業の事業化などにより、ゆとりある住宅地の整備を図ります。蔵福寺地区は、文化会館や間瀬口川が位置することから、周辺の農地に調和した文化的で潤いのある住環境の形成をめざします。産業促進拠点の上重原町北部地区は、活力あふれる都市づくりに向け、産業立地の誘導を図ります。

続きまして、南部地域の方針です。産業促進拠点の西中 IC 西地区は、周辺の環境に配慮しつつ、国道 23 号や(都)衣浦豊田線へのアクセス性を活かした産業立地の促進を図ります。また、谷田町の産業促進拠点は、周辺の住環境や学校教育施設に配慮しつつ、産業立地の促進を

図ります。

続きまして、中心市街地の地域別構想についてご説明させていただきます。中心市街地の基本方針として、3つ定めております。1つ目が「市の顔としての拠点整備」です。知立駅のポテンシャルをさらに高めるために、交通結節点の機能強化を図るとともに、使いやすい駅・駅周辺として、活気あふれる知立市の玄関口の形成を目指します。2つ目は「まちなか居住と多様なライフスタイルの実現」です。子育て世代から高齢者、来訪者などが、様々な暮らし方や働き方ができる環境を整え、人々の活動の幅を広げる中心市街地を目指します。3つ目は、「知立らしさを醸し出す文化・景観の形成」です。東海道の宿場町として栄えたこれまでを大切に、知立らしい文化・景観の形成を目指します。これら3つを中心市街地の基本方針といたします。

3つの基本方針をもう少し具体的にご説明していきます。1つ目の「市の顔としての拠点整備」では、連続立体交差事業、知立駅周辺土地地区画整理事業を着実に推進するとともに、知立駅南土地地区画整理事業は既存の土地利用状況を踏まえた整備を検討し、安全で快適な都市基盤の整備と南北一体的な空間形成を進めます。(仮称)西新地地区市街地再開発事業の早期事業化を図り、駅利用者や居住者にとって使いやすい機能の立地を図ります。

次に、基本方針の2つ目の、「まちなか居住と多様なライフスタイルの実現」では、中心市街地で現在暮らしている人々が住み続けることができ、従来からのコミュニティが維持できる住環境の形成を図ります。また、公共空間については、多彩なアクティビティや新たなチャレンジができるよう、空間の活用方策を検討し、賑わいづくりを図ります。

基本方針3つ目の、「知立らしさを醸し出す文化・景観の形成」では、中心市街地内での歩行者の回遊性を高めるため、公共サインの導入や歴史資源を結ぶ道路空間の整備を検討します。(都)知立南北線や駅前広場、駅前公園では、中心市街地のシンボルとして調和のとれた景観の創出を図ります。

以上で、都市計画マスタープランの改定案の説明を終わります。

## 【事務局】

都市計画マスタープランの改定(案)につきまして説明させていただきました。都市計画マスタープランは知立市の都市計画の大きな方針を示すものでございます。説明を聞いていただいて、大きく全体構想と地域別構想により整理しています。

全体構想では理念、目標を掲げ、その理念、目標を実現するべく、将来の都市構造、土地利用の方針を示しています。地域別構想では、各地域それぞれの特性を踏まえながら、地域別での分野別の整理の内容とか方針をそれぞれ示しています。

本日案としてお示しさせていただきましたが、ただいまよりご意見、ご質問等をいただく時間を設けさせていただきます。そのご意見を踏まえまして、冊子としてまとめたもので、パブリックコメントを予定していますので、よろしくお願い致します。

それでは、ご意見、ご質問等がある方がいらっしゃいましたら、お手数ですが挙手をしていただきたいと思います。

## 【市民】



現行のマスタープランと改定案のマスタープランで、継続する部分と新規の部分があると思いますが、それぞれを説明願います。

**【事務局】**

改定するところほどの辺かというあたりですか。

**【市民】**

現行のマスタープランで成しえず引き続き継続するものと、新たに取り組むもので、そこを分かりやすく皆さんに説明してほしい。

**【事務局】**

現行の都市計画マスタープランに位置づけられているもので、事業がほぼ終わっているものについては改定案についての記載をしていかない予定です。ただ、知立駅周辺整備や下水道、都市計画道路の整備は、継続して、さらに10年後、もしかすると20年後も事業が継続しますので、現行計画の位置づけと、ほぼ方針としては継続となっております。

今回新たに加えさせていただいた中で特徴的なものが産業促進拠点の位置付けです。知立市は、皆さんご存じのとおり、産業系の土地利用の用途が愛知県全体、西三河地域の近隣市町と比較しましても非常に少ないということで、そこが1つ知立市のデメリットになっていますので、位置づけさせていただいています。

それは冒頭で説明がありましたが、愛知県の上位計画である西三河都市計画区域マスタープランというものがありますが、そこでも西三河の産業系の促進が強く位置づけられておりますので、これも踏まえた位置づけになっております。

また、もう一つ、特徴的なのが中心市街地のまちづくり構想です。今、連続立体交差事業や区画整理事業を進めておりますが、非常に長期にわたって事業が展開されておまして、今まさに目に見えて知立が変わってきている状況にございますので、より賑わいづくり、魅力的な中心市街地の形成というものを強く位置づけたいということで、その部分を強調して示させていただいたのが今回の改定案になります。

**【市民】**

今の説明の中で、産業について、知立市は工業出荷額、もう一つは財政力指数が1に満たないという状況の中で、それをよくするには産業立地ということですが、今の説明ですと、産業の拠点という表現になっておりますので、産業立地ということに変更願えるかどうかです。

拠点というのは足がかりで、市内のインターチェンジの近辺のみを拠点とされているだけの構想で、エリアが示されていないです。唯一エリアが示されているのが中部地域の恩田地区のみですね。他のところはインターチェンジの近辺を拠点としておるだけであって、エリアを描いていないです。

今の表現を見ると分かると思いますが、中部地域の恩田地区は道路交通の要衝という表現を用いています。他は「ネットワーク」で留まっています。その辺をもう少し前に進める必要があると思います。絵に描くだけのマスタープランになってしまいますので、ぜひそこを産業立地促進に変更をお願いしたいです。

### 【事務局】

今ご指摘いただいた内容のイメージで我々も産業促進拠点という名前をつけさせていただいてまして、市内企業さんからも拡張の用地のご相談や、市外の企業さんからの相談もあるなど、そういった需要に応えていくというのも1つの課題だと思っております。

立地という表現ではないですが、産業促進拠点ということで、幹線道路へのアクセス性や、既存の工業地域との連坦性など、そういった視点から大きく位置を示させていただきました。

細かく区域を区切ったような表現は、都市計画マスタープランの中ではしていかないですが、大きくこのエリアでそういった産業促進していく拠点をつくっていきたいという考えでこのように設定させていただいております。

### 【市民】

今の都市計画マスタープランで恩田地区におきましては産業立地促進地区になっています。いわゆる産業系拡大市街地です。また質問しますけど、人口等の受け皿としての鳥居地区、蔵福寺地区も、住居系の拡大市街地という位置づけになっています。今回その表記が見当たらないので、引き続き、継続して「拡大市街地」と、先ほどの「立地」という表記を入れていただくようお願いします。

### 【事務局】

表現は少し変えていますが、基本的な考え方は一緒です。例えば今鳥居と蔵福寺の地区で市街化に向けた動きをしていますが、そこも基本的には市街化区域として住居系の土地利用を図っていくという考え方は変わっておりません。表現が統一した形で、地区、拠点という形をさせていただいておりますが、考え方は特に変わっておりませんので、その辺はご了承いただければと思います。

### 【市民】

私の言っているのは変更をお願いしたいと言っている。言葉の言い回しで済ますのではなくて、言葉を変更してほしい。

それから、もう一つは、先ほどの人口増の受け皿としての地区、それから、今の産業立地としての地区の具体的なものはどうした場合にそれが実現になるかということです。絵に描くのはできます。今は絵に描いてあるだけです。また時期が来ましたらと、繰り返すだけであって実効性が伴わないといけないので、人口増となった場合に住居系を拡大するのか、どうした場合に産業立地を具体的にを行うのかということをお伺いしたいです。

### 【事務局】

まず、最初のご指摘ですが、市街化編入という表現をしていく必要はないと考えていますが、表現方法は検討したいと思います。

2つ目のどういったタイミングで、産業系、住居系の事業化といいますか、進めていくのかについては、まず、事業化を進めていくための第一歩がこの都市計画マスタープランへの位置づけになります。まずはこのスタートラインでこういったものを位置づけさせていただき、そ

の後に、事業に向けた動きが進んでいくこととなりますが、土地を所有されている方たちと一緒にやっていく事業になりますので、土地の所有者さんに対しても働きかけをさせてもらいながら事業は進めていくこととなります。今、具体的にどのタイミングで進めていくということは決まっていないということですので、これから検討していきたいと思っております。

**【市民】**

産業促進のところだけが「拠点」になっていて、あとは全て「地区」となっていますよね。「拠点」と「地区」はどう違いますか。

**【事務局】**

内容的にはほとんど一緒ですが、都市計画マスタープランの中で、産業系の強化というのが1つ大きく都市計画マスタープランに位置づけていきたいと思っておりますので、そういった意味で拠点と表現させていただいております。また、将来的に産業系の事業を進めていくときに、いろいろな手法がございます。県内で言うと愛知県の企業庁が行っている事業や、市が独自でやる事業、一部民間でやられるところもあると思います。そういった事業を行っていく上で「拠点」という位置づけで事業を進めていきたいということで、こういった表現をさせていただいております。

**【市民】**

地区という表現に変更をお願いしたいということですが。

**【事務局】**

意味合いとしては変わりません。

**【市民】**

分かりやすく言うと、西中から八橋地区については、現場をご覧になると分かると思うのですが、地区はないです。周りも住宅や工場がなくインターチェンジのみです。恩田地区につきましては隣の市の工業地帯で、これまでににつきましては連担という言葉を使って工業地域にすとなっています。いわゆる土地のポテンシャルが一番高いです。だから、そこを一律に4つの地区を「拠点」というのはいかがなものかなと思っております。

**【事務局】**

確かに上重原の恩田地区は23号線、155号線とのインターチェンジもありますし、非常に道路交通の要衝ということでポテンシャルが高い地区になります。ただ、地区それぞれを言葉で変えるのではなくて、どれも一つひとつが重要な位置づけとして、拠点という言い方で統一させていただきたいと思っております。

**【市民】**

どうして地区にできないの。そこだけ分けている理由を教えてください。

**【事務局】**

「地区」は概ね現在の用途に合わせ、使い方に合わせたところを「地区」と表現しています。例えば川があって、市境があって、境界が決められるようなところです。八橋や谷田、西中では決めにくいですね。そのため今はこういう概ねの形でお示しをしています。まだ、具体的な枠は決められないですが、こういった都市計画マスタープランに位置づけがないとまず次のステップに進めません。例えば民間開発にしる、市街化編入をするにしる、位置づけがないと次のステップに進めないということです。

また、中心拠点についても、明確にここだけが商業で区切られているわけではなく、駅周辺を「拠点」ということで示しています。例えば整備区域が明確に決まってれば、そこは工業地区あるいは産業地区としてのお示しに変化してくると思いますが、今の段階はまだしっかりしていないファジーな状況ですので、「拠点」という表現にさせていただいています。

#### 【市民】

その中で、具体的に産業ということですが、産業と工業を市はどのようにお考えで使い分けておりますでしょうか。

#### 【事務局】

例えば現行の都市計画マスタープランでは、こういう使い分けをしています。

上重原の恩田とか丸山については産業という言葉を使っています。国道沿いは、沿道サービスで産業系の地区、例えば病院なども想定されます。そういう多利用の形をここは想定して「産業」という形をつけさせていただきました。

#### 【市民】

よく分からない。

#### 【事務局】

製造業は工業というものの以外にも、地元のための病院やある程度のサービスなど複合系の利用も想定しています。産業は工業に限らないという位置づけをさせていただいた中で、産業という言葉マスタープランでは使わせてもらっています。

#### 【市民】

建築基準法は用途というのがありますよね。今のお話で、病院とか工場が1つのところできけるのを、産業というのに無理があるのではないか。

#### 【事務局】

例えば用途で工業地域にした場合は、一般的な商業サービスと工業が混同してしまう恐れがあります。もしそういう恐れがあるなら、例えば地区計画という知立市の条例で、使い分けることもできます。

#### 【市民】

非住居系であれば、工業用地であり、準工業地域であり、可能なはずですが。あえてそこだけ産業という特異の言葉が使われると非常に分かりづらいです。

**【事務局】**

それは地域のポテンシャルを考えて、例えば住居系の近いところなどは住居のためのサービスがあってもいい、あるいは4車線道路の沿道については今のままでも商業等が配置されやすいところであるため、少し広げさせていただいてお示ししています。

**【市民】**

いずれにしてもそこを「地区」にね。

**【事務局】**

川があつたりとか道路があつたりするわけじゃないですから。地区という表現ではなく、「拠点」としていきたいと思います。

**【市民】**

西中インターチェンジでも、「拠点」どまりで「地区」は難しいだわね。全て現場を見れば分かります。平坦地じゃないし、どういう車が通るかということもご承知だと思います。インターチェンジを「拠点」とする発想自体が非常に無理があります。

もう一つは、話が飛ぶのですが、土地利用計画ということでお願いしたいのは、住居促進地区について、用途については、現行案は低層住宅地区になっています。ご覧いただいていると分かるように、他は全て一般住宅地で、なぜそこが今の市の案では低層住宅地区になるのか。そこも一般住宅地区で他と同じでいいじゃないかということをお願いしたいです。

**【事務局】**

ここはあくまでも住居系という位置づけで、個別の計画の中で内容を詰めていくことになると思います。せつかくであれば、低層で住みやすい場所がいいのではないかとこの点が、私どもからの提案です。

**【市民】**

他の地区と同じように、一般住宅地とすべきである。

**【事務局】**

他の地区は既に住居系として市街化編入していますので、周辺に基づいた土地利用がされています。これから新しい地区については、現時点では方向性のみの話なので、決定はできません。

**【市民】**

決定ができていないから、あえてお話をしているのです。

**【事務局】**

まだ決定ではないですが、個別の計画の中で皆さんとお話をしながら決めていきます。

**【市民】**

皆さんとお話しするならば、皆さんとお話しする場をぜひ市としては開催してほしい。

**【事務局】**

それぞれの市街化編入や区画整理の準備の中でお話をしていくことです。

**【市民】**

いずれにしても具体的に分かりやすいマスタープランにすべきでしょう。

**【事務局】**

計画には大まかな方向性を示すことになるため、このような表現としています。  
個別の計画に入ってから具体的なことは決めていくことになります。

**【市民】**

これは10年間の計画ですよ。

**【事務局】**

基本的に10年です。

**【市民】**

10年のマスタープランですが、そこまでファジーにしておかなければいけないような話か。

**【事務局】**

現状を考慮して規模等を決めていきますので、数年先に事業がスタートしたときに、例えば製造品出荷額の予想で伸び率があるから、工業区域を指定してもいいのではないかとということが出来るのです。ただやみくもに大きい範囲で広げることは現実的でないと思います。もしかしたら、時代が変わってくればもう少し広げたいということも出てくるかもしれませんし、あるいは狭めた方が良くということも出てくると思います。そのため、この計画に示すのはあくまで方針とさせていただきます。

**【市民】**

産業系だけがファジーじゃないですね。

**【事務局】**

産業系は、既存の上重原恩田地区、それから西町本田地区も含めて、どの程度の規模が要るのかということが今の段階で決まったわけでもないため、今後具体的に決めていくことになります。

**【市民】**

既に決まっているところとファジーなところがあるのであれば、今の段階で決まったところとファジーなところと線を引けないのですか。

**【事務局】**

説明の中で方向性をお示しはしていますので、それを読んでいただいても分かると思います。今日と昨日の説明会でいただいた意見を踏まえて計画書（案）として皆さまにお示しします。それに対してパブリックコメントで再度ご意見をいただきます。

**【市民】**

マスタープランの中で、工業系、商業系、住居系のフレームがあると思います。製造業の出荷額は低い中で、単に産業等の振興というようなことで、言葉遊びに終わることがあります。

**【事務局】**

フレームは算出していますが、足りないということはないです。愛知県でもフレームがある中で、知立市としてやみくもに広く設定するということではできません。

**【市民】**

住宅でも適地があるとおり、企業としても適地があります。単にインターチェンジ周辺ということで、八橋地区とか、現場を踏まえて判断してくれておるのでしょうか。

**【事務局】**

現場や道路状況等により判断しています。八橋でいえば、花園里線を今整備しており、あと数年で開通を予定しています。豊田南インターまで数分で行けるという利点があり、さらに三河八橋駅から徒歩圏ですので、通勤としても 10 分ぐらいで行けるような範囲ですので、私どもとしては適していると思います。地元との調整がありますので、そういう方たちと話をしていく必要がありますが、地理的なことを言えば、適した場所だと思います。

**【市民】**

豊田南インターチェンジの現況をご存知かという疑問がまた出てきます。今、道路を整備しているのですね。

**【事務局】**

道路の整備をしていますのは承知しています。

**【市民】**

延々と続くようなので終了しますが、いずれにしても見直しをお願いしたいと思う。

**【事務局】**



それだけ心配をするようなことではないと思います。お話は十分伺いました。

**【市民】**

住居系の促進地区の2カ所について、どういうきっかけをもって具体的にされるかということです。

**【事務局】**

具体的にしていくのは、地元の方と協議を進めておりますので、地元さんの了解を得ながらでないと事業化ができませんので、その辺の協議が整い次第、事業を進めていくということになります。

**【市民】**

その言葉で言うと、現行の上位計画については変わらずという理解でいいですか。

**【事務局】**

現行計画と変わっていないです。

**【市民】**

改定案についても、居住系であり続けるということですか。

**【事務局】**

改定案についても、位置づけがそのまま継続になります。

**【市民】**

2地区は、同時開発ができるのか、順次行うのかどちらか。

**【事務局】**

地元さんとの調整が調い次第ということになります。今、この2地区につきましては既に地元さんの協議をしておりますので、若干スピード感が違うかもしれませんが、どちらが先というわけではなくて、今お話をさせていただいております中で整い次第、事業を進めていくということになりますので、

**【市民】**

プランですから確定でなくてもいいです。目標としてはいつまでに完成するように進めているなど、時期を言うことはできないですか。住民にとっては時期が大事ですね。

**【事務局】**

都市計画マスタープランは10年間の計画であるため、10年先に完了していることが理想的かもしれませんが、個別のものになってまいりますので、ここで時期を決めることはできません。



**【市民】**

いつ決めるのですか。

**【事務局】**

地元で区画整理としては準備されていますので、地元で合意を得れば、組合をつくって区画整理が進んでいくことになります。

**【市民】**

そういう場で、市としてはいつまでに着工して、いつまでに完成したいという目標を常におっしゃらないですよね。

**【事務局】**

例えば組合の設立からこの範囲であれば工事として約何年かかるなど、到達点がお話できますが、スタートの時期は地元の方の意向、状況にもよりますので、時期がお示しできない状況です。

**【市民】**

市としては、ぜひこの時期にやりたいというのがあるのでしょうか。

**【事務局】** 尾崎部長

整い次第、行いたいと考えています。

**【市民】**

そういう意欲が地権者に伝わっていないですよ。この期間までに完成させたいという時期を入れないといけない。どんどん遅れるばかりです。遅れても市としては、リスクはないでしょう。

**【事務局】**

この場で議論する内容ではないため、地元の区画整理の準備の中でお話をしていただきたいと思います。

**【市民】**

今のやりとりで、改めて全体の説明会や協議会を開催してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

**【事務局】**

1つの事業の具体化に向けた話しですので、今の地元でのお話の中で伝わると思います。

**【事務局】**

また次に緑の基本計画のほうのご説明もありますので、一旦次の説明に入らせていただきます。説明の後に緑の基本に関するご意見、ご質問等をいただきますので、またそのときに都市計画マスタープランのほうのご意見等があれば、そのときに言っていただいても結構です。では、緑の基本計画の案につきまして担当よりご説明させていただきます。

## 2. 緑の基本計画に関する説明・質疑応答

### 【事務局】

緑の基本計画について順番に説明させていただきます。「1. 緑の基本計画の改定について」は、計画の概要などの内容となります。「2. 緑の課題整理について」は、計画の方向性を決めるための課題を示す内容となります。「3. 緑の将来像と基本方針について」は、課題などを踏まえて、緑の将来像や方針を示す内容となります。「4. 施策について」は、基本方針に向けた施策の内容となります。「5. 緑化重点地区」および「6. 保全配慮地区」は、地区を指定して、緑化や緑の保全の取り組みを示す内容となります。それでは内容の説明に入らせていただきます。

まず、緑の基本計画の概要についてです。緑の基本計画とは、市町村の緑地の保全や緑化の推進に関する計画と位置付けられており、都市緑地法運用指針では、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施するための計画とされています。根拠法令は都市緑地法第4条です。記載事項として、緑の課題や目標、施策、都市公園の整備及び管理の方針などがあります。

次に、緑の基本計画の位置づけですが、上位計画である愛知県広域緑地計画や知立市総合計画に即した計画とし、関連計画である都市計画マスタープランと適合し、知立市環境基本計画や知立市歴史文化基本構想などと整合した計画となります。

計画改定の背景については、公園、緑地、都市内の農地などに対する評価が見直され、多様な機能が期待されている中で、緑の基本計画の見直しをする必要がありました。また、上位計画である愛知県広域緑地計画が改定されたことを受けて市の緑の基本計画の改定を行うこととしました。

計画の目標年次については、本計画では長期的な計画を示しますが、計画の実効性を確保するため、現行計画の目標年次から10年後の2031年とします。計画の対象範囲は知立市全域とします。

計画の対象となる緑については樹木や草花などの植物だけでなく、それらを含む土地や空間も含まれます。例えば、公園や広場、農地、河川、街路樹、個人の庭園なども緑に含まれます。緑は、環境保全、レクリエーション、防災、景観形成の4つの機能を有しており、環境保全では生物の生態系や文化や歴史、レクリエーションでは自然とのふれあい、防災では避難場所や防災の拠点、景観形成では四季を感じる景観、市特有の景観の形成が期待されます。

次に、緑の課題整理についてご説明させていただきます。緑の課題は上位関連計画の整理、緑の現況整理や特性の把握、現行計画の検証、市民意見を反映するためのアンケートの4つの項目の分析、検証を行い、緑の課題を整理していきました。

緑の課題を、緑全般、都市公園、都市公園以外の施設、社寺、農地、河川、活動の7つの区分で整理していきました。主な課題について抜粋して説明させていただきます。都市公園では知立駅周辺の緑の量や質の充実、また公園等施設の老朽化対策、ニーズへの対応を課題としました。都市公園以外の施設では、住宅や事務所等の私有地の緑化を課題としました。社寺では、歴史・文化を伝える知立の特徴的な緑の保全・活用を課題としました。活動では、多様な主体による公園等の管理の推進を課題としました。

次に、緑の将来像と基本方針についてご説明させていただきます。上位計画である愛知県広域緑地計画、知立市総合計画、市の関連計画の中で示される理念や目標、方針等と、先ほど説

明しました緑の課題を踏まえて、緑の将来像を「みんながつながり豊かに暮らせる緑のまち」としました。将来像を達成するために3つの基本方針を定めました。基本方針1「安らぎとにぎわいある都市を形成する緑の創出」は、緑を創ることを意味しています。基本方針2「池鯉鮒らしさを彩る緑の継承」は、緑を守ることを意味しています。基本方針3「みんなで進める緑のまちづくり」は、緑の活動を意味しています。

基本方針1「安らぎとにぎわいある都市を形成する緑の創出」についてです。公園・緑地において、未来の都市づくりを見据えながら市民等のニーズに対応していくことで、市民等の日常的な憩い・レクリエーション・交流の場となる機能をさらに充実させるとともに、住宅、事業所等の民有地や公共空間における緑化を推進し、快適な暮らしと都市のにぎわいを支える緑づくりを進めます。また、河川、明治用水緑道、池鯉鮒の歴史と自然の散歩みち等の都市生活に潤いとゆとりを与える緑の質の向上に努めます。

次に、基本方針2「知立らしさを彩る緑の継承」についてです。本市の歴史・文化を現代に伝える代表的な緑である東海道松並木をはじめ、知立神社、無量壽寺、遍照院などの多くの史跡や名勝を、後世に大切に伝えていくことに努め、今ある緑を保全し、健全な状態を保っていくよう管理・育成を行います。また、市街地内外の農地では、地域経済の持続的発展に向けた開発などを計画的に行いつつも、貴重な緑として保全・活用を行います。さらに、河川についても緑を保全しつつ、親しみある水辺環境として管理・育成を行います。

次に、基本方針3「みんなで進める緑のまちづくり」についてです。住宅や事業所等の民有地を緑化し、適切な状態に保っていくためには、市民や企業の協力が不可欠であるため、緑を守り育むことへの理解を深めるとともに、市民等が緑に関わる活動を始め、継続させるための機会の充実を行います。また、公園や河川緑地等の管理に対し、市民や企業から積極的な協力が得られるような仕組みづくりを行います。

知立市の緑の在り方や将来像や基本方針の実現に向けて方針図を作成しました。知立駅周辺を緑の玄関口に位置付け、知立神社や遍照院、無量壽寺、松並木などを緑の拠点としました。市を横断する明治用水緑道を緑の環境軸、逢妻川、猿渡川、割目川を水の環境軸として拠点間を環境軸で結び緑のネットワークの形成を意識しています。

緑の将来像や基本方針の進捗状況を評価するために5つの目標値を定めました。1つめは都市公園等の市民1人当たりの整備量です。現況では1人当たり9.5㎡、目標値は10.7㎡まで増やすことを目標としました。2つめは緑地の確保量です。現況では30%ですが、目標値を25%としました。今後の市街化編入や開発を踏まえて目標を設定しました。目標値は減少してしまっていますが、これ以上の減少を防ぐことを目標としました。3つめは公園の人口カバー率です。公園には誘致距離がありまして、その誘致距離の中でどれだけの人口をカバーできているかの指標となります。公園等や都市公園についてはどちらもほぼ現状維持することを目標としました。4つめは公園愛護会の設置率です。公園愛護会とは公園で清掃活動などを行うボランティア団体のことです。こちらの団体を67団体から83団体に増やす事を目標としました。5つめは市民アンケートの緑の満足度についての目標値を定めました。緑に対しての満足度の「とても満足」「満足」の割合を13%から18%へ増やすことを目標としました。

次に、施策についてご説明させていただきます。基本方針ごとに施策の方向性、具体的な施策、施策の内容といったように、施策を体系的に整理しました。主な施策について抜粋して紹介させていただきます。

まず、基本方針1「施策1-1 緑の拠点となる公園の整備」についてです。施策の内容は拠点となる公園整備として、知立駅周辺の整備事業と連携しながら、多様な交流による賑わいを創出するとともに、質の高い都市空間を形成する公園の整備を推進します。駅周辺に計画のある公園の整備についての内容となります。次に、基本方針1「施策1-2 身近な公園・緑地の整備」についてです。誰もが安全に利用できる魅力的な公園づくりとして、既存の公園・緑地については設備等の面から防災機能を強化するほか、ユニバーサルデザインに適合した施設のリニューアルを進めます。また施設の長寿命化を図ることとしました。基本方針1「施策1-5 駅前の緑化」は、知立駅周辺の公共空間の緑化として、知立駅周辺の整備事業と連携しながら、駅前に新規に整備される道路や駅前広場等において、地域にあった樹木の植栽や花壇の設置等に努め、季節感を感じ知立の歴史や特徴を連想させる緑の形成を目指すこととしました。

次に、基本方針2「施策2-1 知立の歴史を伝える緑の保全」についてです。施策の内容は歴史を伝える緑の保全支援として、伊勢物語で知られるかきつばたの名勝地である八橋かきつばた園において、関係団体等と連携しながら庭園内のかきつばたの再生・保存に努めることとしました。基本方針2「施策2-4 農への多様な団体の参画促進」については、官民連携による農の機会の確保として、農業法人や農業協同組合等の農業関係団体と連携しながら、市民等を対象とした地産地消の農体験等により、農を通じた交流機会を確保するとともに、農の理解者の育成等を推進することとしました。

次に、基本方針3「施策3-3 緑に関するイベントの開催と市民の積極的な参加の推進」についてです。施策の内容は緑化イベントの開催として、苗木や花の種子などの配布を行い、個人宅や事業所での緑化を促進することとしました。基本方針3「施策3-4 市民との協働による公園や街路樹の管理・育成」については、市民による公園管理体制づくりとして、公園等愛護会への支援の継続を図るとともに、公園等愛護会を中心とした市民による公園等の管理体制づくりを進めます。さらに、行政や各種団体、事業者等の役割分担や支援内容の拡充の検討を行うこととしました。

次に、緑化重点地区の設定についてご説明させていただきます。緑化重点地区とは、緑化区域外であって重点的に緑化を促進する地区とされ、駅前等のシンボルとなる地区や緑の少ない住宅地が挙げられます。知立市では、緑の玄関口である知立駅が含まれ、幹線道路に囲まれた地区としました。地区内での取り組みとして「①駅周辺道路の緑化の推進」や「⑤民有地の緑化促進」など6つの取り組みを定めました。

次に、保全配慮地区の設定についてご説明させていただきます。保全配慮地区とは、緑地保全配慮地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区とされています。知立市では歴史的な緑の保全や自然とのふれあいの観点から、2地区を選定し、保全配慮地区を位置付けました。八橋周辺保全配慮地区は、八橋かきつばた園や東海道松並木を含んだ地区となります。西中周辺保全配慮地区は、神社、仏閣や遺跡群を活かした景観に配慮する地区としました。八橋周辺保全配慮地区では八橋かきつばた園のかきつばたの再生・保全を行うとともに東海道松並木や社寺林等の保全に配慮することとしました。また、歴史を感じる街並み保全に向け沿道の緑の創出を促進することとしました。西中周辺保全配慮地区において、県市の天然記念物は文化財保護委員会や所有者、住民等と連携しながら管理・保存することとしました。また、遺跡を活かした公園の整備により歴史・文化に触れる機会を創出し地域資源の保全を図ることとしました。

以上で説明を終わります。

**【事務局】**

ただいま緑の基本計画の改定案の説明をさせていただきました。緑の基本計画での理念や基本方針等をお示しさせていただきました。また、この計画の中で目標値を設定し、緑づくり等の施策、重点的な緑に関する取り組みをお示しさせていただきました。

それでは、この計画につきまして、ご意見、ご質問等があれば、また挙手をしていただいております。

**【市民】**

内容としてはご立派な内容ですが、具体的に少しお願いしたいです。基本方針2で知立神社や無量壽寺、弘法さんを「保存・管理」という表現がありますが、市は具体的にどう関わっていくのですか。

**【事務局】**

直接、市が関わって何か支援を行ったり、緑地に対して管理を行っていることはないですが、景観的に観光地でもあり、地域の皆様が寄っていただく場所になっていますので、緑を守っていく立場として、土地所有者の方並びに地域の方と一緒に緑地を守っていきたいという考えで示させていただいております。

**【市民】**

市の思いだけであって、直接、剪定や草刈りなどはされていないわけでしょう。表現自体が少し誇大し過ぎるのではないですか。

**【事務局】**

知立市全体の区域の中で知立神社とか無量壽寺、遍照院さんの社寺の緑は守っていかないといけないという認識の中で表現をさせていただいております。貴重な緑ということで、市としては守っていかないといけないという認識のもと、記載させていただいております。

**【市民】**

「市民等を対象とした地産地消の農体験により、農を通じた交流機会」とあるが、具体的にお話ししてください。

**【事務局】**

行政が直接事業主体となっているわけではないですが、農業法人の方が、農業に直接従事されていない一般の市民の方に農に触れ合ってください、農を知っていただくということを目的とした取組をしています。

**【市民】**

J Aさんが例えばサツマイモとか、地産地消の体験会とか、いろいろとやっていますが、具

体的に市は関わり合いを直接持たれていないわけでしょう。

**【事務局】**

J Aさんではないですが、農業法人の団体さんが「かきつ畑プロジェクト」ということで、行政も関わっている部分があります。それは実際には農業法人の団体さんが農業を通じて一般の市民の方も農業に親しんでもらえるような、触れ合う機会の場を持った事業を行っています。

**【市民】**

それから、保全配慮地区で八橋地区と西中地区がありますが、市が松並木の松の剪定などされておるのでしょうか。

**【事務局】**

文化課が管理を行っております。

**【市民】**

もう一つは、萬福寺など西中周辺地区で管理等は市がされておるのか。

**【事務局】**

直接は行っていません。

**【市民】**

全体にご立派な内容ですが、直接市が関わっている部分が、お話をお伺いする限りではほとんどないと思うため、あたかも市が全ての緑に関わっているような感じだと、少しいかがなものかと思う。

**【事務局】**

緑の基本計画は、行政だけが行うわけではなく、知立市全体で今までの緑の保全を図って、方向をお示しする形です。

**【市民】**

関わってこないところでも、市がそういうものをうまくやっていくというような感じですか。当事者の方はご理解しておれば良いですが。

**【事務局】**

おっしゃるとおり、行政が直接関わっておるようにも読み取れますが、知立市の中でもともとある社寺の緑も大切な緑として守っていきたいという思いも込めた形で記載させていただいているという意味合いです。

**【市民】**

公園は市が直接剪定などされておるのですか。

**【事務局】**

行っております。

**【市民】**

市の思いなら思いということで書いておいたほうがいいのではないのか。

**【事務局】**

緑の基本計画で市全体の緑の位置づけをして、今後も保全していきたいということで記載させていただいておるものですから、ご理解をいただければと思っています。

**【市民】**

私のほうは以上です。

**【事務局】**

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

**3. その他**

**【事務局】**

今後の予定を説明させていただきます。

本日ご説明した計画書案を冊子として取りまとめたものを、今年の12月の上旬から約1ヶ月間、パブリックコメントとして広く住民の方から意見をいただく機会も予定しております。また広報等で周知させていただきますので、よろしく申し上げます。

これをもちまして、知立市都市計画マスタープラン（案）及び緑の基本計画（案）にかかる説明会を終わらせていただきます。

本日はありがとうございました。